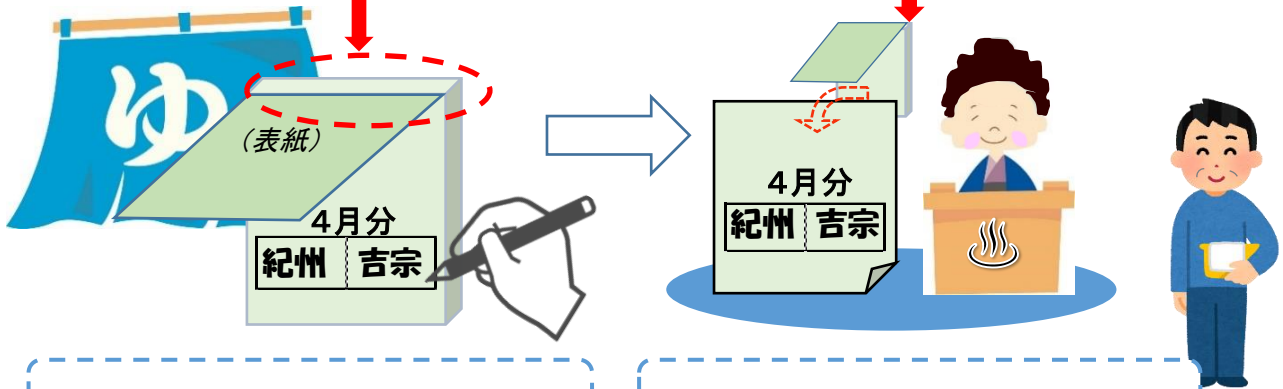


# 元気70パス公衆浴場回数券の使い方について

## 公衆浴場回数券の使い方

**回数券はご自分でちぎらず、浴場の店員がちぎります**



使用する回数券(なかの券)に氏名をフルネームで記入してください。  
(裏表紙は交付時に市受付員が記名)

回数券(なかの券)をちぎらず、老人優待利用券の提示(※)をしたうえでつづりのまま浴場係員にわたしてください

### ※利用に関する注意事項

○切り離れた回数券は無効

切り離れた回数券は理由にかかわらず使用できません。

○老人優待利用券の提示

元気70パス利用者は、老人優待利用券(顔写真付き)を、浴場係員に必ず提示してください。浴場係員が、老人優待利用券及び回数券(裏表紙となかの券)の氏名が一致していることを確認します。

(本人以外の場合及び氏名が一致していない場合は使用できません)

## サービスの内容

### ● 利用できる場所と料金

和歌山県公衆浴場業生活衛生同業組合に加入する浴場(1回200円)及びその他の浴場(料金は浴場により異なる。回数券表紙裏面に記載しています。)

### ● 利用できる回数

つづりのなかに2種類の券があり、それぞれで利用回数が決まっています。

#### 【月別回数券】

使用できる月が決まっています。  
(月4回分)

※回数券つづりの前から月順に並んでいます。

元気70パス  
○年○月分

和

#### 【年度回数券】

年度内(3月末まで)なら、月にかかわらず使用できます。  
(年度内6回分)

元気70パス  
○年度分

和

## その他、ご了承いただきたいこと

- ・転出等により和歌山市民でなくなったときは、ご返却願います。
- ・紛失・盗難・汚破損等による再発行はできません。
- ・本人以外は使用できません。貸与、譲渡など不正に使用した場合、返還していただくことがあります。

お問合せ先

和歌山市 高齢者・地域福祉課

☎ 435-1063